

## 議事録

会議名	第3回四国中央市景観審議会
開催日時	平成31年3月14日(木) 午後3時00分～午後4時30分
開催場所	四国中央市消防防災センター5階 501会議室
出席者	・(委員) 8名 ・(市) 市長、建設部長、事務局職員4名
傍聴者	一般 0名 報道関係者 0名
会議次第	<p><b>【次第】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 市長あいさつ</li> <li>3. 委嘱状交付</li> <li>4. 委員長、副委員長選任</li> <li>5. 議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・四国中央市景観計画の一部変更について (屋外広告物に関する規定及び景観計画区域について)</li> <li>・その他</li> </ul> </li> <li>6. 閉会</li> </ol>

### 【会議内容】

1. 開会	都市計画課長により開会
2. 市長挨拶	市長あいさつ
3. 委嘱状交付	市長より委嘱状交付
4. 委員長、副委員長の選任	委員の互選により、委員長、副委員長選任。
5. 議事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四国中央市景観計画の一部変更について (屋外広告物に関する規定及び景観計画区域について)</li> </ul> <p>(事務局説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の審議会で見解を聴取した、市条例制定による屋外広告物規制の強化については、景観計画区域が金生川周辺地区に限定されている現状では時期尚早と判断。</li> <li>・景観計画区域の追加・変更(試案)の資料を提示し、委員の見解を求める。</li> </ul> <p>(委員長)</p> <p>本日の審議会は、景観計画区域の追加・変更の決定を議決するのではなく、今後、変更案をまとめていくための見解を求められている。事務局の試案以外にも、城山公園や国指定史跡の宇摩向山古墳等、景観資源は他にも多くあると思われるので、いろいろな見解を出して頂きたい。</p>

(委員)

今回の試案は、当初の計画より市民の希望が反映されていると感じた。水辺の公園などが整備され、美しい景観になれば市民だけでなく、来訪者にも魅力あるまちとなり、いずれは移住希望者が現れるようになってもらいたい。

(委員)

川之江地区では、道路の拡幅や歩道整備、また、小公園なども整備されていて、以前に比べると、きれいで素敵なまちに変化していると感じ、市民として誇らしく思っている。また、景観が良くなれば防犯にもつながると思う。

(委員)

追加変更案の具定展望台からの眺望区域については、どのような制限をするのか疑問である。

景観審議会で議論すべきではないのかもしれないが、幹線道路の中央分離帯などの、草が生えている場所へのごみのポイ捨てが非常に多い。雑草自体も景観上良くないのでどうにかできないか。

(事務局)

具定展望台からの眺望区域については、全国夜景百選に選定されるなど、市内外から注目を集めるスポットであり、市民アンケートでも関心の高かった当市を象徴する臨海部の工場群を一望できることから提案した。制限に関しては、景観法には強い規制の規定はなく、届出制により良好な景観誘導を行うこととなっているが、眺望区域での届出制は馴染まず、制限はできないと考える。

(委員)

試案の宮川周辺地区と川之江地区の区域は、立地適正化計画の誘導区域と重なっているのか。

現在、川之江地区では、まちづくり事業が実施され道路などの都市環境が整備されているが、まちの景観が良くなれば不動産の人気や価値が上がる。きれいなまちになれば、住民にとってもプラスになる。

(事務局)

区域図に示した宮川周辺地区、川之江地区ともに立地適正化計画の都市機能誘導区域と重なっている。現在、実施中の川之江地区まちづくり事業は、都市機能誘導区域内で実施することが条件となっている国の補助事業で行われている。

(委員)

全国的に、過疎化・高齢化が進み、文化財を維持できない人が増えてきたことから4月に文化財保護法を改正し、地方公共団体に採決権の多くを移して、観光やまちづくりに活用できる文化財を指定していくこととなった。

試案にある新宮町の区域内には、茶畑や製茶場があり景観の良い地区であると同時に、このあたりの川では砂金が取れ、新宮鉦山の社宅もあり、歴史の道百選にも選ばれており、歴史的に見ても非常に良い景観である。さらに、この歴史の道の延長線上にある上分町の本町辺りには、檜下げの松、なまこ壁の土蔵、榊形の道などがあり、金生川周辺地区の追加範囲に含まれているのは良いことである。

また、具定展望台からの眺望区域の少し西側にある、寒川の江之元の港は、江戸時代に海岸を掘り込んでから石積みをして海の方へ出した築港で、県内でも珍しく歴史的にも貴重な港である。

(委員)

銅山川3ダムに区域指定をした場合のメリットはどのようなものがあるのか。

(事務局)

景観計画区域に指定することで、補助金が出るというような直接的なメリットはないが、当市の紙産業の発展を支えてきたという点や、金砂湖に架かる朱色の橋など、市民の関心が高いダム湖の周辺に区域設定することで、良好な景観形成に対する市民意識の醸成を図る意味で提案した。

(委員)

ごみのポイ捨ての話題が出ていたが、他市から来た者の感覚では四国中央市のごみの分別は細かく分かれておらず、ごみ収集に出しやすいはずなのにポイ捨てが多いということが不思議である。当市に来てから、新宮の茶畑や銅山川3ダム周辺も見たが、良い景観であると思う。ダム湖周辺ではサイクリング大会なども催されていて関心も高いのでは。関川は、以前氾濫したという事も聞いているので、景観を含めて整備されると良い。

(委員)

市民アンケートの結果、今後も守っていききたい景観として、最もポイントが高かった翠波高原がなぜ追加区域の候補に挙がっていないのか。

(事務局)

資料に掲載した区域案については、市が設定を希望する区域という訳ではなく、本日の審議会の意見聴取のための参考に作成したものであり、当然ご指摘の翠波高原も候補に挙がってしかるべきである。また、山間部で言うと、土居3山や塩塚高原なども関心が高い景観資源と言えるので、他にも委員の皆様がお気付きの点があれば多くのご意見を賜りたい。

(委員)

高知や南予の段々畑、棚田などが景観として有名であるが、川滝町の領家地区にも全国的にみると規模は小さいものの棚田があり、近くに半鐘台も建っており良い景観がある。

(委員長)

市内にはあまり知られていない良好な景観資源が多くあるという事だと思う。今後、計画を変更する際には、今回の意見などを含め、ある程度の素案を固めてから市民に提示していくことになるのか。

(事務局)

景観計画区域においては、強い規制があるわけではないが、場合によっては景観法に規定する行為の届出の義務が生じるため、区域周辺住民の理解を得る必要がある。当初計画を策定した際にも、金生川周辺地区住民の意見交換会や説明会を開催し、住民の皆様との理解を得ながら区域設定をした。今後、区域を追加・拡大していく場合も、事前に周辺地区住民のご意見を反映させたいので計画を変更するべきであると考えている。

市内での景観形成の取り組みへの意識を高めていくためにも、市民の皆様との理解を得ながら、出来るだけ区域を拡大していきたい。

(委員長)

他に意見等がないようであればこれで議事を終了する。

6. 閉会

都市計画課長により閉会